

南宇和郡医師会居宅介護支援事業所重要事項説明書

＜ 令和 年 月 日 現在 ＞

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0895-73-2524 (8:30 ~ 17:30 まで)

担当 (携帯)

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

| | |
|-------------|-----------------------|
| 事業所名 | 南宇和郡医師会居宅介護支援事業所 |
| 所在地 | 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3605番地2 |
| 介護保険指定番号 | 3874000015 |
| サービスを提供する地域 | 南宇和郡愛南町 |

* 上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員の体制

| | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|---------|-----------------|----|-----|----|
| 管理者 | 主任介護支援専門員、歯科衛生士 | 1名 | | 1名 |
| 介護支援専門員 | 主任介護支援専門員、社会福祉士 | 1名 | | 1名 |
| 介護支援専門員 | 主任介護支援専門員、介護福祉士 | 1名 | | 1名 |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員、介護福祉士 | 3名 | | 3名 |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員、社会福祉士 | 1名 | | 1名 |
| | | | | |
| 合計 | | 7名 | | 7名 |

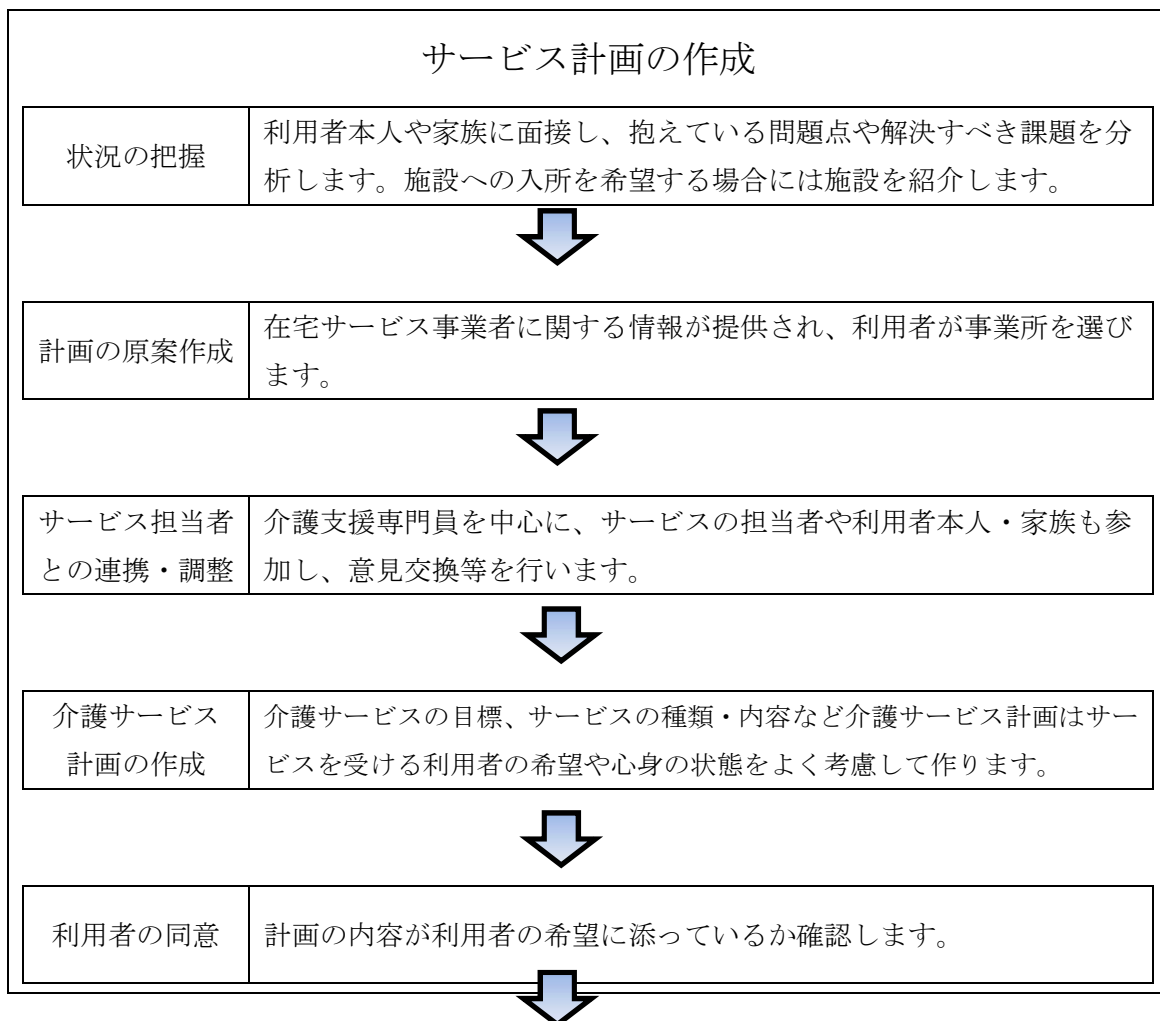
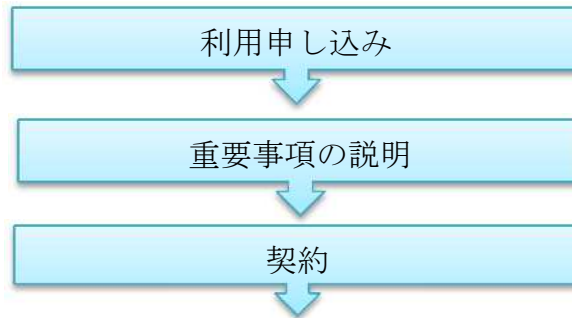
(3) 営業日及び営業時間

営業日 : 月曜日～金曜日 (祝祭日、年末年始 12月31日～1月3日を除く)

営業時間 : 8時30分～17時30分

*携帯電話により24時間常時連絡可

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



1割の負担で在宅サービスが利用です。(2割もしくは3割の場合もあります)

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を、所在地市町の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

○居宅介護支援費Ⅰ（ケアプラン作成料）

| | |
|------------------------|---------|
| 要介護1、2の方 | 10,860円 |
| 要介護3、4、5の方 | 14,110円 |
| ① 特定事業所加算Ⅱ（ケアプラン作成した方） | 4,210円 |

○その他の加算（要件を満たした場合に算定されます）

| | | |
|-------------------|------------------|--------|
| ② 初回加算 | 3,000円 | |
| 医療連携加算 | ③ 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 2,500円 |
| | ④ 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 2,000円 |
| ⑤ 退院・退所加算 | 4,500～ 9,000円 | |
| ⑥ 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2,000円 | |
| ⑦ ターミナルケアマネジメント加算 | 4,000円 | |
| ⑧ 通院時情報連携加算 | 500円 | |
| ⑨ 特定事業所医療介護連携加算 | 1,250円 | |

【各加算の内訳】

- ① **特定事業所加算Ⅱ**・・・主任介護支援専門員を1名以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。24時間の連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例にかかる者に指定居宅介護支援を提供していること。家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。の要件を満たしている事業所にのみ算定出来る加算です。
- ② **初回加算**・・・新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、居宅介護支援を行った場合に加算されます。
- ③ **入院時情報連携加算（Ⅰ）**・・・利用者が入院するに当たって、入院した日のうちに病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合（提供方法は問わない）利用者1人につき1月に1回を限度に加算されます。
- ④ **入院時情報連携加算（Ⅱ）**・・・利用者が入院するに当たって、3日以内に病院又は診療所の職員に対して情報を提供した場合（提供方法は問わない）利用者1人につき1月に1回を限度に加算されます。
- ⑤ **退院・退所加算**・・・病院もしくは診療所に入院していた利用者又は施設に入所していた利用者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、施設職員と面談を行い、当該利用者に関する調整を行った場合入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。（情報収集の方法や回数により、1回あたりの加算料金が異なります）ただし初回加算を算定する場合は当該加算を算定する場合には当該加算は算定しない。
- ⑥ **緊急時等居宅カンファレンス加算**・・・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービス利用に関する調整を行った場合。利用者1人につき1月に2回を限度に算定します。

- ⑦ **ターミナルケアマネジメント加算**・・・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者を提供した場合に算定します。
- ⑧ **通院時情報連携加算**・・・利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として算定します。
- ⑨ **特定事業所医療介護連携加算**・・・前々年度の3月から前々年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域（南宇和郡愛南町）及び通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、いずれも無料とします。

(3) 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

介護保険対象者によるサービスの選択、保健、医療、福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立等を常に基本理念とし、利用者からの相談、依頼があった場合には利用者自身の立場に立ち、常にその居宅において日常生活を営むことができるように支援することができるかどうかという視点から検討を行い支援します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

様々な関係機関との連携を密にとり、利用者ニーズの適正な把握を行い、サービスの向上に努めます。

(3) サービスの利用に関する留意事項

| 事 項 | 内 容 |
|--|---------------------------------|
| 介護支援専門員の変更 | 変更を希望される方はお申し出下さい。 |
| 課題把握の方法 | 厚生労働省で定められた項目を盛り込んだアセスメントを行います。 |
| 介護支援専門員への研修の実施 | 年間計画により実施しています。 |
| 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料 | なし |

6 緊急及び事故発生時における対応

当事業所では、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行い、又その場合には必ず関係市町村に報告いたします。

7 オンラインツールを活用した会議の開催について

利用者ご家族の同意のある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ会議システム（オンラインツール）を活用して行うことができるものとします。その際は、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

8 感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防まん延防止のための指針を整備します。
- (2) 対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための従業員に対する研修及び訓練を実施します。

9 虐待の防止について

当事業所では、利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止についての責任者の選定
虐待に関する責任者・・・管理者 島内 弘美
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 法人において虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図ります。
- (5) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 0 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法によるハラスメント対策に関する事業者の責任を踏まえつつ、ハラスメント対策（顧客からの著しい迷惑行為を含む）のため、次の措置を講じます。

- (1) 従業員に対するハラスメント指針の周知・啓発を図ります
- (2) 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制を整備します。
- (3) その他のハラスメント防止のための必要な措置を行います。

1 1 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常事態の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じます。

1 2 実習生の受け入れについて

当事業所は介護支援専門員実習研修新カリキュラムに基づいて実施される介護支援専門員見学実習の実習生受け入れ先事業所をなっております。当該研修が開催される期間利用者へ訪問等の際実習生を伴わせていただく場合があります。実習生には介護支援専門員同様の守秘義務が課せられております。個人情報の取り扱いについては細心の注意を払わせていただきます。

1 3 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情受付担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

南宇和郡医師会居宅介護支援事業所

| | | |
|------|-----|--------------|
| 担当 | 管理者 | 島内 弘美 |
| 電話 | | 0895-73-2524 |
| FAX | | 0895-73-0805 |
| 受付時間 | | 8時30分～17時30分 |

(2) その他

当事業所以外に、市町の相談・苦情窓口等に苦情窓口が設置されています。

- 市町名 愛媛県南宇和郡愛南町
- 担 当 愛南町高齢者支援課
- 電 話 0895-73-7125
- F A X 0895-70-1777
- 受付時間 8時30分～17時15分
- 愛媛県国民健康保険団体連合会介護・事業課
- 電 話 089-968-8700
- F A X 089-968-8717
- 受付時間 8時30分～17時00分

1.4 当事業所の概要

- (1) 名称 南宇和郡医師会居宅介護支援事業所
- (2) 代表者 管理者 島内 弘美
- (3) 所在地 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3605番地2

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

所在地 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3605番地2

名称 南宇和郡医師会居宅介護支援事業所

説明者 介護支援専門員

氏名

印

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

身元引受人

住所

氏名

印